

2020年9月8日  
日本原燃株式会社  
再処理事業部

### 系統ごとの類型化について

申請設備リストのとおり、再処理施設には複数の建屋があり、各建屋で同じ系統構成となっている設備がある。

このため、設備の類型化にあたり、系統構成に着目した検討を行った。

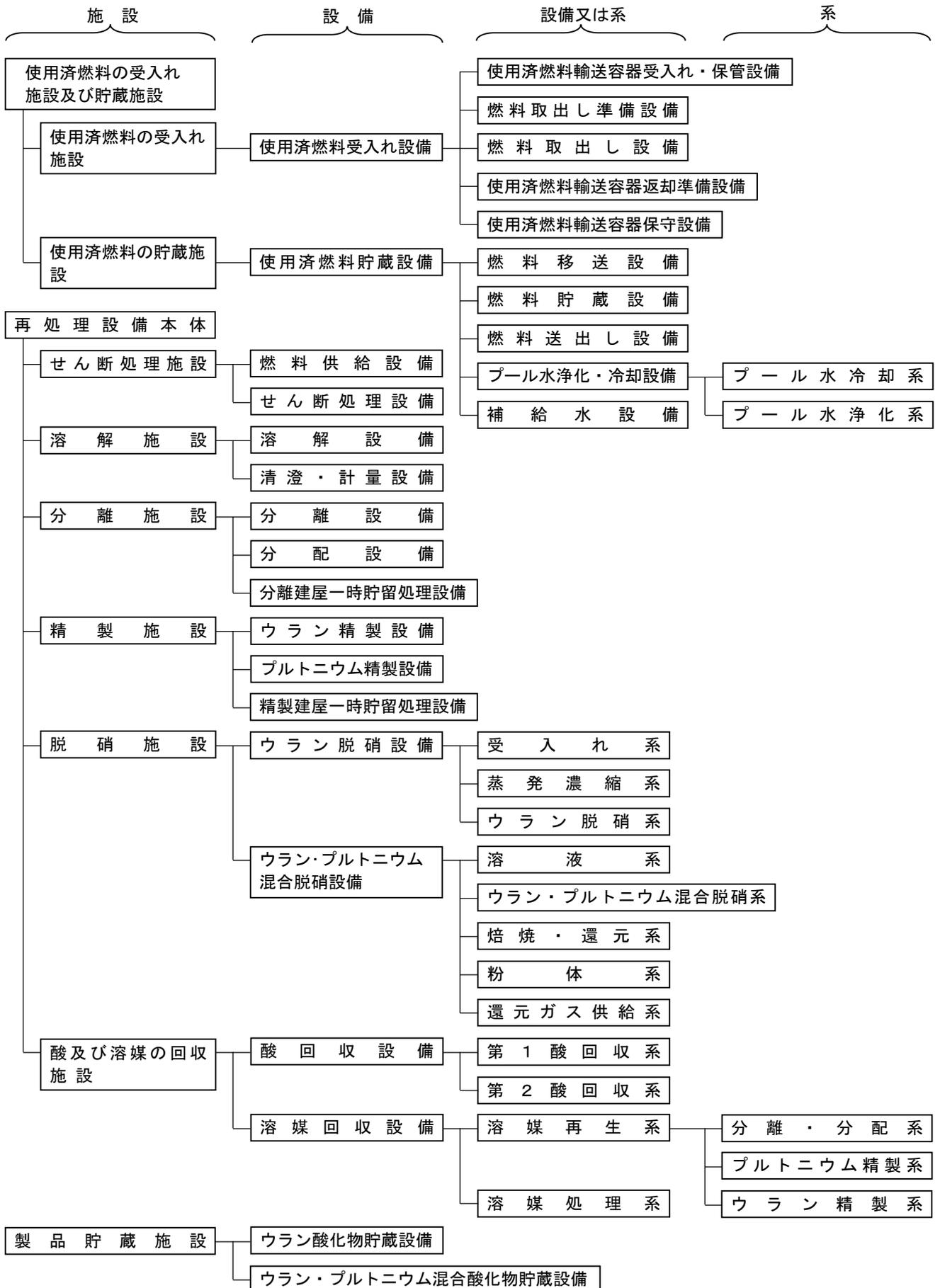
- 溶解設備、分離設備、プルトニウム精製設備などの主工程は、それぞれ系統構成が異なるが、以下に該当する設備はどの施設でも系統構成が同じため、系統ごとの類型化が可能と考えている。

(事業変更許可申請書(添付書類六)の「再処理施設の構成」に対象を示したものを別紙に示す。)

- ✓ 建屋ごとに同じ設備を設置するものは類型化する(換気設備、塔槽類廃ガス処理設備)【分類①:別紙の青枠の範囲】
  - ✓ 一つの系統であっても、下流側で各建屋に分岐するもの(安全冷却水系、安全圧縮空気系 等)、一つの系統であっても、同一の設備を複数の建屋に設置するもの(計測制御設備、放射線管理設備、電気設備、放射線管理設備 等)は類型化する。【分類②:別紙の赤枠の範囲】
- 上記で系統ごとに類型化するものについては、系統ごとに代表建屋で新規制基準への適合性を説明することが可能と考えている。
  - ただし、溶解設備、分離設備、プルトニウム精製設備などの主工程は、それぞれ系統構成が異なるため、機種分類で類型化することを考えている。

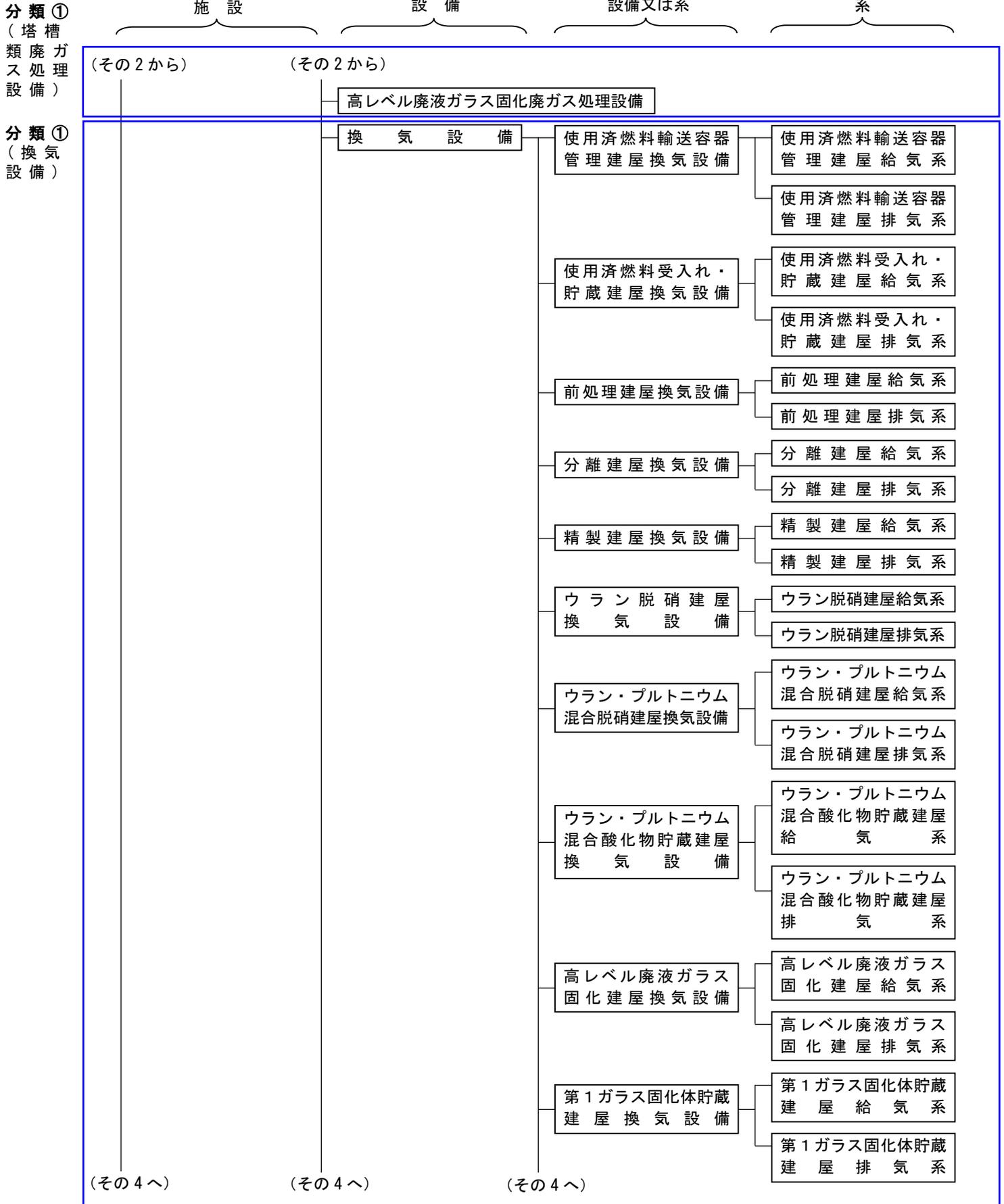
以上

### 再処理施設の構成（その1）

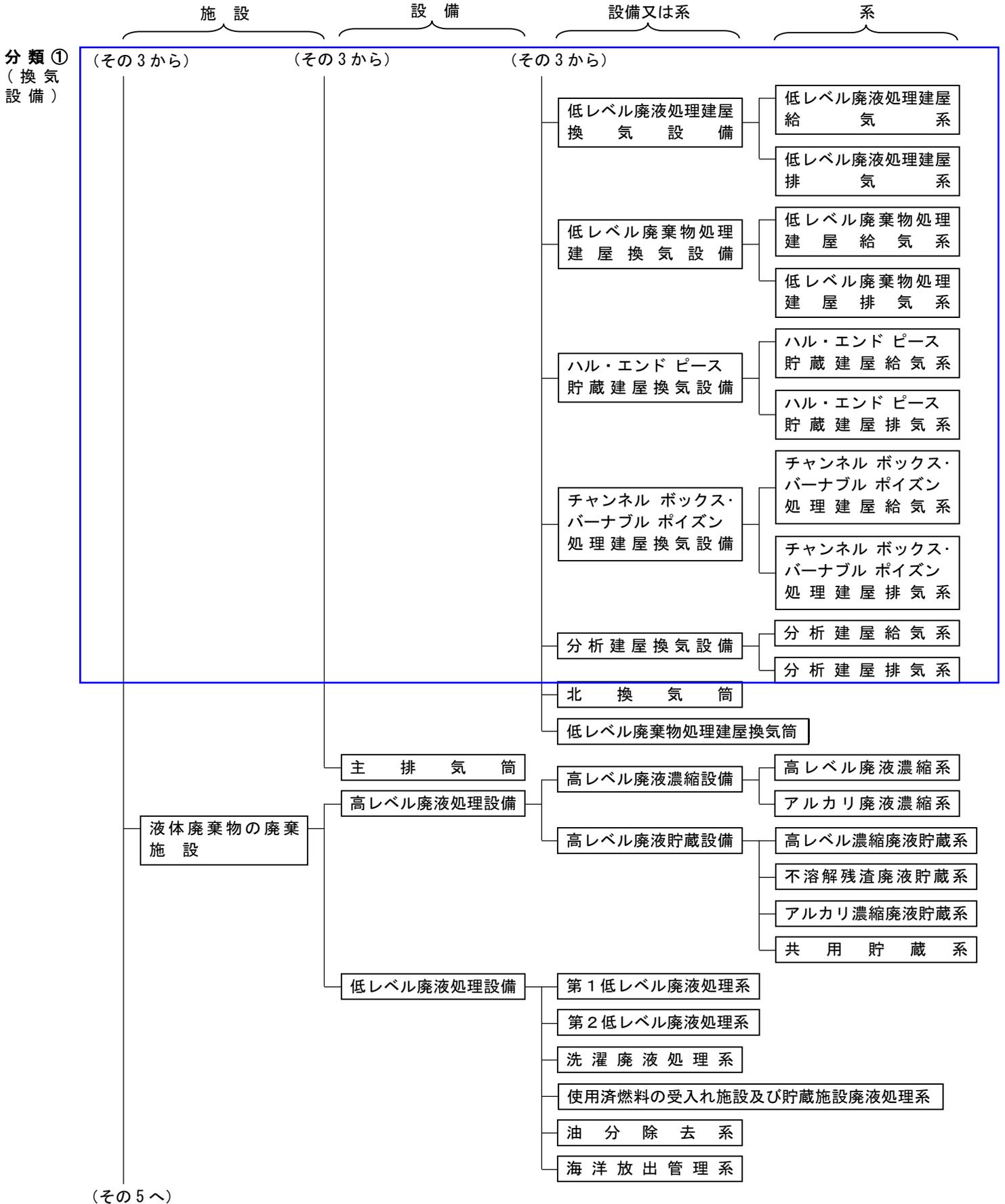




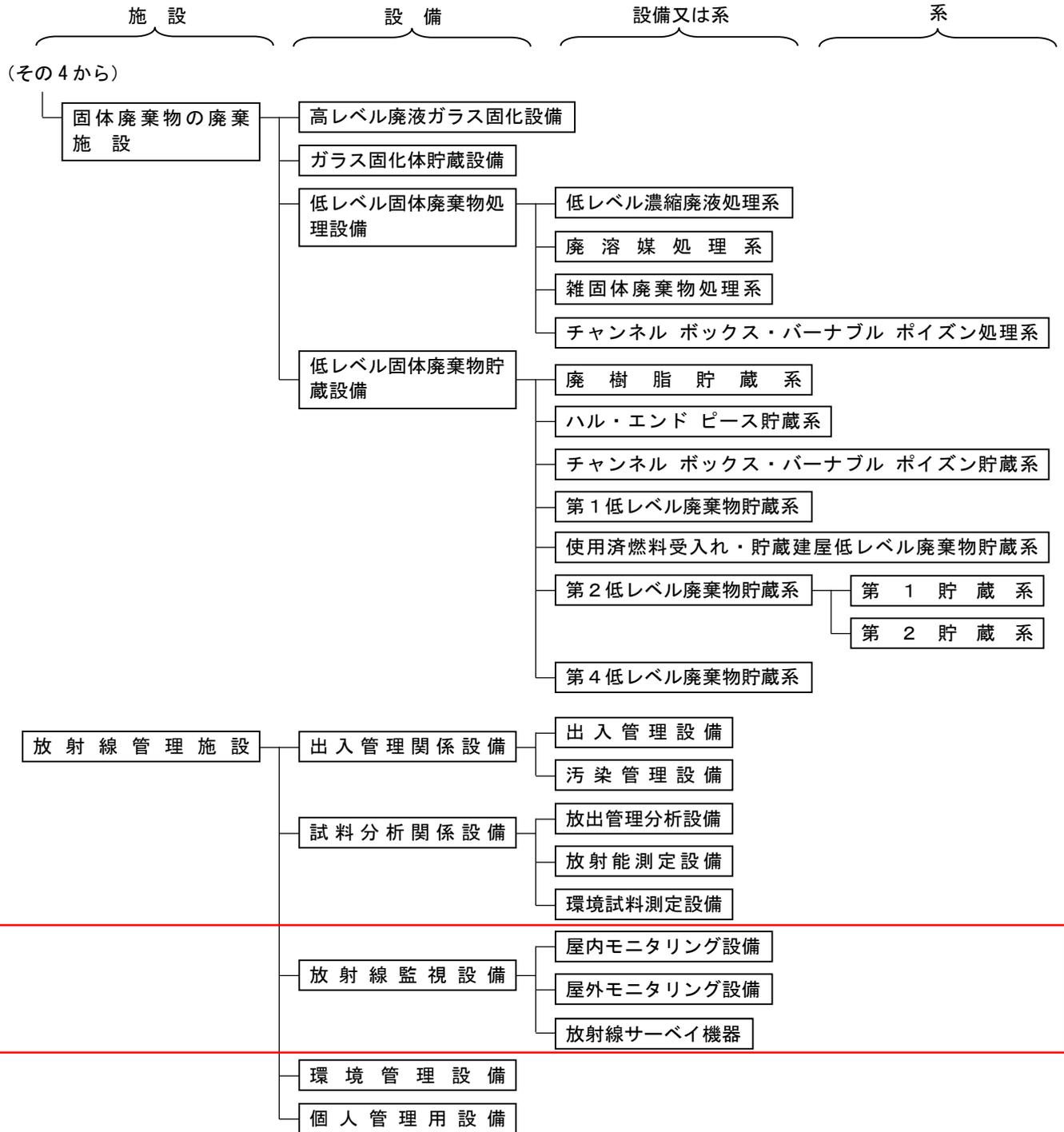
### 再処理施設の構成（その3）



## 再処理施設の構成（その4）



## 再処理施設の構成（その5）



分類②  
(放射線管理設備)

## 再処理施設の構成（その6）

分類②  
(電気設備, 圧縮空気設備等)

